

- 認定団体の要件として、省令第49条第2項において、「**基本方針に照らし適切**なものであると認められる農林水産物又は食品の輸出拡大に向けた中期的な計画を有すること」と規定。
- 基本方針に照らし適切とは、**以下②・③について「輸出拡大実行戦略」の内容を踏まえたものであること**を指す。
- 中期的な計画は、上記要件を満たしていれば、様式や構成等は自由であり、業界の課題等を踏まえ、各団体の創意工夫により策定するものだが、記載内容の例は以下のとおり。

<中期的な計画に記載する内容例>

① 現状と課題

- ・ 近年の輸出の状況とその要因
- ・ 輸出拡大の余地（既存市場において根強い消費者ニーズがある、新興市場の開拓可能性がある 等）
- ・ 輸出拡大に向けた課題 等

② 目的・目標

- ・ 当該品目について輸出拡大を図ることの意義
- ・ 3～5年後の目標・めざす姿（輸出額の目標、会員数の増加、構成員の拡大、主要課題の解決 等） 等

③ 具体的取組

- ・ ターゲットとする輸出先国・地域
- ・ ターゲット国・地域における輸出拡大を図るための課題と、その解決策としての具体的取組（市場調査、ジャパンブランドの確立、業界一体のプロモーション、国内における生産実証等） 等

④ 具体的取組を実施する体制

- ・ 団体内部での企画・実施体制（品目ごとやターゲット国・地域ごとに部会を組織する、外部機関との連携 等） 等

⑤ 目標年までのロードマップ[○]

⑥ その他

- ・ 輸出産地リスト掲載者など当該品目の輸出における主要な関係者への入会・協力等の働きかけ
- ・ 自己財源の確保に向けた方針（会費の増加、事業負担金の新設、任意チェックオフ等） 等

注) 認定を受ける輸出促進業務の対象となる重点品目に関する計画であるが、団体が通常、業務の対象としている品目（非重点品目でも）が含まれていても構わない。